

現場に入る社長様や一人親方様には、国の制度である 安心の労災保険特別加入を御利用下さい！

皆様ご存知の通り、数次の請負により行われる建設現場において労災事故が起きてしまった場合、元請負人が労災保険の適用事業主となり、その労災保険を用い、労災の申請を行うこととなります。

しかし、通常の労災保険の適用対象は、あくまでその現場において使用される元請及び下請会社の従業員であり、**元請事業主をはじめ、下請けの事業主や一人親方は労災保険の補償の対象とはなりません。**

そこで、通常の労災保険の補償の対象とはならないにもかかわらず、**従業員と同様な危険にさらされている事業主様や一人親方様について**、厚生労働大臣より認可を受けた労働保険事務組合を通じて手続きすることにより、**労災保険の補償が特別に受けられる、国の労災保険特別加入の制度の御利用をお勧め致します。**

この特別加入制度を利用することにより、事業主様、一人親方様だけでなく、**元請事業主様にも数々のメリットがございます。**

事業主様・一人親方様のメリット

- ◎従業員の方と同様の、**限度額のない一生涯の手厚い補償**が受けられます。
- ◎補償金は全て**税金の対象とはなりません。**
- ◎**特別加入保険料は全て経費として処理**することができます。
- ◎**保険料は年3回に分けて納める**ことができます。
- ◎**加入手続きや、万が一のときの面倒な手続書類作成は事務組合が行います。**

元請事業主様のメリット

- ◎特別加入している事業主や一人親方に事故が起ころうとしても、**労災保険の対象となる労働者か否かでもめることがなくなります。**
- ◎**労働者の事故ではないため、監督署の調査等に煩わされることなく、元請の労働安全衛生法違反に基づく工事の停止等により、工期が左右されることがなくなります。**
- ◎**公共工事の入札において加点対象となる法定外労災補償制度の補償対象となります。**

このように、大きなメリットのある労災保険特別加入制度を是非ご活用下さい！

労災保険特別加入制度の資料請求・お問合せは下記までお願い致します。

おかげさまで42周年。信頼と実績の

厚生労働大臣認可(労働保険事務組合・一人親方協同組合)

日 本 福 祉 協 会

〒104-0028 東京都中央区八重洲 2-6-21 三徳八重洲ビル 5階

TEL.03-3274-0651 FAX.03-3274-0658

<http://www.fukusikyokai.com/>